



審議資料

復政第53号
平成23年12月27日

宮城県行政評価委員会
委員長 星宮 望 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



平成23年度公共事業再評価について（諮問）

このことについて、行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号）第8条第1項の規定により貴会の意見を聴きたいので、下記の資料を付けて諮問します。

記

平成23年度公共事業再評価調書 一式

平成 2 3 年度公共事業再評価調書の 要 旨

平成 2 3 年 1 2 月

宮 城 県

目 次

ページ

1 趣 旨	1
2 公共事業再評価について	1
（ 1 ）公共事業再評価の目的	1
（ 2 ）公共事業再評価の対象	1
（ 3 ）公共事業再評価の基準及び評価の実施機関	1
（ 4 ）公共事業再評価の流れ	2
3 公共事業再評価調書の概要	3

平成23年度公共事業再評価調書の要旨

1 趣旨

県では、平成14年度から行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」という。）に基づいて公共事業再評価を実施しています。この書面は、条例第5条第2項に基づき、県が現在実施している公共事業の中で、計画又は事業着手後、一定の期間を経過した事業を対象に作成した公共事業再評価調書（県の自己評価原案）の内容について、県民の皆さまにわかりやすく説明するために作成したものです。

2 公共事業再評価について

（1）公共事業再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程における透明性の向上を図るため、計画又は事業着手後、一定の期間を経過した事業について、事業継続の妥当性について再検討を行うものです。

（2）公共事業再評価の対象

県が事業主体である公共事業のうち、次のいずれかに該当するものについて、評価の対象としています（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業は除きます。）。

- | | |
|--|--------|
| ① 事業着手後5年間を経過した時点で未着工の見込みの事業 | (未着工) |
| ② 事業着手後10年間を経過した時点で継続中の見込みの事業 | (未完了) |
| ③ 再評価実施後5年間を経過した時点で未着工又は継続中の見込みの事業 | (再々評価) |
| ④ 事業採択後、準備・計画段階で5年間が経過する見込みの事業
(地域高規格道路事業、ダム事業に限る。) | (未着手) |
| ⑤ 社会経済情勢の変化等により再評価を実施する必要がある事業 | (その他) |

（3）公共事業再評価の基準及び評価の実施機関

県の各事業担当課において、下記基準に基づいて評価を行います。その際には、評価の客観性を確保するため、有識者で構成する宮城県行政評価委員会の意見を聴き、評価に反映します。また、広く県民からも意見を聴き、評価に反映する仕組みとなっています。

- ① 事業の進捗状況
- ② 事業を巡る社会経済情勢等の変化への対応
- ③ 代替案と比較検討した場合の妥当性
- ④ コスト縮減の検討内容の適切性
- ⑤ 費用対効果の適切性

(4) 公共事業再評価の流れ

公共事業再評価調書（県の評価原案）の作成 【フロー図1, 2】

県は、公共事業再評価調書を作成して、自ら評価します。

宮城県行政評価委員会などからの意見聴取 【フロー図3～7】

上記①の県による評価の客観性を確保し、評価過程の透明性を高めるため、自ら評価した内容について、県民意見聴取を行うほか、宮城県行政評価委員会の意見を聴き、その意見を評価結果に適切に反映させることとしています。

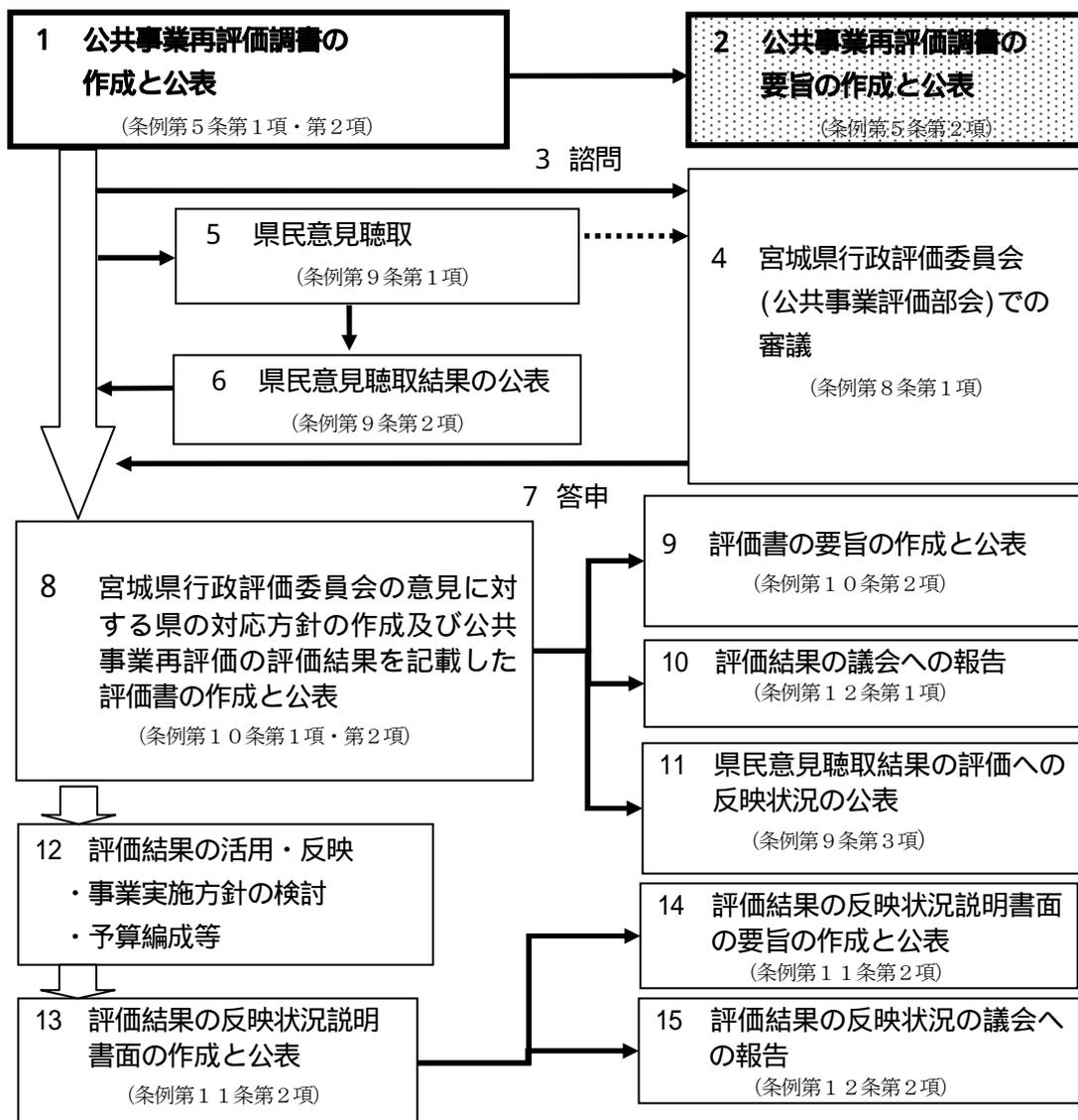
県の対応方針と評価書の作成 【フロー図8～11】

その後、上記委員会の意見に対する県の対応方針と、それを踏まえた最終的な評価結果を記載した「評価書」を作成して公表するとともに、県議会に報告することとしています。

反映状況を説明する書面の作成 【フロー図12～15】

評価結果を踏まえ、翌年度以降の事業実施方針の検討並びに翌年度の予算編成等を決定する際の情報として活用し、適切に反映させることとしています。反映状況を説明する書面は公表し、県議会に報告することとしています。

《 フロー図 》



3 公共事業再評価調書の概要

番号	事業種別	事業名	事業実施箇所	事業採択年度	完成予定年度	事業目的・事業概要	全体事業費(億円)	進捗率(%)	再評価対象区分	対応方針(案)	備考
1	ダム	払川ダム建設事業	南三陸町	H4	H24	伊里前川沿川の洪水防御, 既得取水の安定化, 河川環境の保全及び南三陸町歌津の新規水道用水の確保を図るもの。 重力式コンクリートダム ダム高H=39.5m 堤体積V=32,000m ³	60.0	96.8	再々評価	事業継続	土木部河川課
2	ダム	長沼ダム建設事業	登米市	S46	H25	迫川沿川の洪水防御, 既得取水の安定化, 河川環境の保全及び長沼湖の有効利用を図るもの。 アースフィルダム ダム高H=15.3m 堤体積V=540,000m ³	834.4	93.4	その他	事業継続	土木部河川課
3	ダム	筒砂子ダム建設事業	加美町	S59	未定(H45)	鳴瀬川沿川の洪水防御, 既得取水の安定化, 河川環境の保全及び下流農地の新規かんがい用水の補給を図るもの。 ロックフィルダム ダム高H=98.0m 堤体積V=3,620,000m ³	800.0	3.9	再々評価	事業継続	土木部河川課
4	ダム	川内沢ダム建設事業	名取市	H9	未定(H40)	川内沢川沿川の洪水防御, 既得取水の安定化及び河川環境の保全を図るもの。 重力式コンクリートダム ダム高H=33.0m 堤体積V=84,000m ³	88.0	3.0	再々評価	事業継続	土木部河川課

対応方針(案)としては事業継続とするが, 当該事業は国土交通省におけるダム検証の対象に区分されている事業であることから, 新たな段階には入らず現段階(調査・地元説明)を継続するものとし, 「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき検証を行い, その結果に応じてその後の事業の進め方を改めて判断する。